

【判例研究】

刑事事件関係文書につき民訴法220条1号所定のいわゆる
引用文書に該当するとして提出を命ずることの可否

—最決平成31年1月22日民集73巻1号39頁—

長 屋 幸 世

判例研究

刑事事件関係文書につき民訴法220条1号所定のいわゆる
引用文書に該当するとして提出を命ずることの可否

—最決平成31年1月22日民集73巻1号39頁—

長 屋 幸 世
Yukiyo NAGAYA

目次

- I. 事案の概要と要旨
- II. 裁判例と学説
- III. 本判決の検討と射程

I. 事案の概要と判旨

Xは、平成27年1月、傷害事件（以下、本件傷害事件という）の被疑者として逮捕された後に本件傷害事件について起訴され、有罪判決を受け、同判決は同29年12月に確定した。

その後、Xは、大阪府警察の違法な捜査により逮捕されたなどと主張して、Y（大阪府）に対して国賠法1条1項に基づき損害賠償を求める訴えを提起し、相手方が所持する本件傷害事件の捜査に関する報告書等の各写し（原決定による訂正後の原々決定別紙文書目録記載1及び2の各文書。以下、それぞれ「本件文書1」、「本件文書2」という）並びに上記の逮捕に係る逮捕状請求書、逮捕状請求の疎明資料及び逮捕状の各写し（同目録記載3の各文書。以下、これらを「本件文書3」といい、本件文書1及び本件文書2と併せて「本件各文書」という）について、民訴法220条1号ないし3号に基づき、文書提出命令の申立て（以下「本件申立」という）をした事件である。なお、本件各文書も、その元となる

各文書（以下、本件各原本という）も、本件傷害事件の公判には提出されていなかった。

原審は、本件各文書が民訴法220条1号所定のいわゆる引用文書又は同条3号所定のいわゆる法律関係文書に該当するとした上で、本件各原本は検察官が保管しており、刑訴法47条但書の規定によって、これを公にすることが相当か否かを決定する権限は当該検察官が有していることからすれば、Yは、本件各原本の写しである本件各文書を公にすることが相当か否かを決定する権限を有せず、Yに対して本件各文書の提出を命ずることはできないとして、本件申立を却下するべきものとした。

これに対して、Xが抗告許可の申立てをしたところ原審はこれを許可し、本決定は次のように判示して原決定を破棄、本件を原審に差し戻した。

【判旨】

刑訴法47条但書をめぐり、訴訟に関する書類を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断については、当該「訴訟に

関する書類」の保管者の合理的な裁量に委ねられているとし、民事訴訟の当事者が民訴法 220 条 3 号後段に基づいてこれらに該当する文書の提出を求める場合、保管者が上記裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるとした。

加えて、次のように述べている。

「民事訴訟の当事者が、民訴法 220 条 1 号の規定に基づき、上記『訴訟に関する書類』に該当する文書の提出を求める場合においても、引用されたことにより当該文書自体が公開されないことによって保護される利益の全てが当然に放棄されたものとはいえないから、上記と同様に解すべきであり、当該文書が引用文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、上記の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。」。

「刑事事件の捜査に関して作成された書類の写しで、それ自体もその原本も公判に提出されなかったものを、その捜査を担当した都道府県警察を置く都道府県が所持し、当該写しについて引用文書又は法律関係文書に該当するとして文書提出命令の申立てがされた場合においては、当該原本を検察官が保管しているときであっても、当該写しが引用文書又は法律関係文書に該当し、かつ、当該都道府県が当該写しの提出を拒否したことが、前記イ（筆者注：民訴法 220 条 3 号に基づく文書提出命令の可否の部分）の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該写しの提出を命ずることができるものと解するのが相当である。」。

最終的に、本件各文書は Y が所持し、これについて本件申立がなされており、本件各原

本を大阪地方検察庁の検察官が保管しているとしても、Y の判断が諸般の事情に照らして、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は、その提出を命ずることができるとした。

II. 裁判例と学説

1. 刑訴法 47 条と文書提出命令

刑訴法 47 条は、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」と定める。これは、被告人・被疑者・参考人その他の訴訟関係人の名誉・プライバシー等を保護し、かつ、捜査・裁判への外部からの不当な影響を防止するため、種類・保管者を問わず、訴訟に関する書類の公判の開廷前における非公開の原則を定めたものであり、国民の知る権利等訴訟外の利益との調和を図ろうとするものであるとされる⁽¹⁾。

そして、この「訴訟に関する書類」とは、被疑事件または被告事件に関し作成された書類をいい、手続関係書類（移監通知書、弁護人選任届等）であると証拠書類（供述録取書、実況見分調書等）であることを問わず、さらには意思表示的文書と報告的文書のいずれも含まれるとされ、裁判所・裁判官、検察官・司法警察職員・弁護士その他第三者の保管する書類も含まれる⁽²⁾。また、「公判の開廷前」とは、第一回公判期日前のみに限定されず、当該書類が公判廷で公にされるまでは、本条に基づく禁止は続行し、公判で公にされない書類についても、同様に公開禁止は続行する⁽³⁾。

このような刑事事件に係る訴訟に関する文書をめぐっては、民訴法 220 条 4 号ホにおいて文書提出の一般義務からは除外されている。というのも、刑事事件関係書類等は、刑事事件における実体的真実の解明という公益の追究のため、関係者の名誉・プライバシー

についてまで深く立ち入って作成されるものであるためであり、これらのうち刑事訴訟記録等又は刑事事件に係る押収文書が開示された場合には、①捜査の進捗状況、捜査手法等が明らかになり、関係証拠の隠滅や犯人の逃走が図られるなど、捜査や公判に不当な影響が生ずること、②被告人・被疑者など関係人の名誉・プライバシー等に対して重大な侵害が及ぶこと、③犯罪の手口が開示され、模倣犯の出現・犯罪の手口の巧妙化等、公の秩序に反する結果が生ずること、④将来の捜査や公判において国民の協力を得ることが困難になることなどの様々な弊害が生ずる恐れがあるためであるとされる⁽⁴⁾。

しかし、これらの文書であっても、同条1号から3号の提出義務は認められる余地があり、特に法律関係文書としての提出義務があるかどうかが問題とされてきた⁽⁵⁾。

旧民事訴訟法下の事例では、①東京高決昭和62年6月30日判決時報38巻4～6号58頁がある。旧民訴法312条3号後段（法律関係文書）に基づき、公判には提出されなかった捜査報告書について文書提出命令の申立がなされたのに対し、捜査機関が「捜査の秘密を保持する必要がある」旨の理由のみでその提出を拒否した事案であり、裁判所は、具体性・合理性を欠くと判断した。

その後、法律関係文書としての提出義務の判断枠組みについてより踏み込んだのが②最決平成16年5月25日民集58巻5号1135頁である。事案は以下のとおりである。

Xは、ほか2名と共謀して本件交通事故を偽装し保険金を搾取したとして、保険会社から不法行為に基づく損害賠償を請求された。Xは、この事故は他の共犯者の共謀によるもので、自分は罪をかぶせられたものであると主張しており、この訴訟に先立つ刑事事件の公判においても同様の主張をして詐欺罪の成立を争っていた。そこでXは、被疑事件の共犯者らの司法警察員及び検察官に対する供述

調書で刑事事件の公判廷に提出されなかった文書につき、これを保管する検察官Yを相手として、民訴法220条3号等に基づき文書提出命令を申し立てたものである。

最高裁は、次のように判示した。

「刑訴法47条は、その本文において、『訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない』と定め、そのただし書において、『公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない』と定めている。同条所定の『訴訟に関する書類』には、本件各文書のように、捜査段階で作成された供述調書で公判に提出されなかったものも含まれると解すべきである。

同条本文が『訴訟に関する書類』を公にすることを原則として禁止しているのは、それが公にされることにより、被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーが侵害されたり、公序良俗が害されることになったり、又は捜査、刑事裁判が不当な影響を受けたりするなどの弊害が発生するのを防止することを目的とするものであること、同条ただし書が、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合における例外的な開示を認めていることにかんがみると、同条ただし書の規定による『訴訟に関する書類』を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該『訴訟に関する書類』を公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害等の上記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、当該『訴訟に関する書類』を保管する者の合理的な裁量にゆだねられているものと解すべきである。

そして、民事訴訟の当事者が、民訴法220条3号後段の規定に基づき、刑訴法47条所定の『訴訟に関する書類』に該当する文書の提出を求める場合においても、当該文書の保管

者の上記裁量的判断は尊重されるべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる上記の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である。』。

すなわち、当該文書の提出の拒否が、民事訴訟における当該文書の取り調べの必要性の有無や程度、文書の開示による被告人等の名誉やプライバシーの侵害、捜査や公判に及ぼす不当な影響など諸般の事情に照らして、当該文書の保管者の裁量権の範囲を逸脱し、あるいはこれを濫用するものと認められるときには、裁判所は当該文書の提出を命じることができるとしたもので、この判断枠組みは、③最決平成17年7月22日民集59巻6号1837頁（警察官が相手方らの各住所地において行った各搜索差押が違法であることを理由に、相手方らが原告人に対し国賠法1条1項に基づき国家賠償を求めた本案訴訟において、相手方らが、原告人の所持する本件各搜索差押に係る各搜索差押令状請求書及び各搜索差押許可状について文書提出命令の申立てをした事案。②決定を引用した上で、本件各許可状については、相手方らに対して秘匿されるべき性質のものではなく、これが開示されたからといって、今後の捜査、公判に悪影響を生ずるとは考え難いため、本件各許可状の提出を拒否した原告人の判断は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものというべきであるが、本件各請求書については、いまだ公表されていない犯行態様等捜査の秘密にかかわる事項や被害者等のプライバシーに属する事項が記載されている蓋然性が高いと認められ、本件各請求書の開示による弊害

が大きいものといわざるを得ないから、本件各請求書の提出を拒否した原告人の判断が、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであることはできないと判断した。)、④最決平成19年12月12日民集61巻9号3400頁（相手方がAを強姦したとの被疑事実に基づき逮捕、勾留されたところ、その勾留請求が違法であるなどとして、相手方らが原告人に対し国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求める訴訟において、相手方及び同相手方が代表取締役を務める相手方会社が、原告人の所持するA作成の告訴状及び同人の司法警察員に対する供述調書等について文書提出命令の申立てをした事案。本件各文書は相手方との間の法律関係文書であり、本件各文書の性質を考慮してもなお、本件の具体的事実関係の下では、文書の提出を拒否した判断は裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものと判断した。)においても踏襲されており、下級審も⑤名古屋地決平成21年9月8日判時2085号119頁、⑥名古屋地決平成23年12月27日LEX/DB文献番号25444619、⑦名古屋地決平成24年2月27日LEX/DB文献番号25444620、⑧福岡高決平成29年3月20日訟務月報64巻1号1頁などが同様の判断枠組みを継承している。

他方、本件のように220条1号の引用文書に該当する場合の刑訴法47条との関係については、これまで判断されたことが無く、本件はこれについて初めて判断したものである。

2. 「訴訟において引用した」の意味

民訴法220条1号が当事者の引用文書について文書提出命令を認めるのは、当事者が訴訟においてその所持する文書の存在及び内容を自己の主張の裏付けとして積極的に引用した以上、当該当事者には相手との関係で文書を秘匿する意思はないと考えられ、その主張は弁論の全趣旨として裁判所の心証にも影響

しうるので、その文書を提出させて相手方に文書の内容についての立証の機会を与えることが公平に合致するからであり⁽⁶⁾、文書の引用に対する対応措置として公平上相手方に認められた証拠調申立権能であるとされる⁽⁷⁾。

また、「引用した」とは、ドイツ民訴法423条が「立証の為に引用した」と規定しているのと比してそのような定めをしていないことから、当事者によってその存在と趣旨とが訴訟で引用された文書を指し、必ずしも証拠として、または立証の為に引用された文書に限らないとされる⁽⁸⁾。また、「引用した」といえるためには、訴訟において積極的に当該文書の存在に言及した場合であることが必要であり⁽⁹⁾、裁判長の釈明に応じて文書の所持を認めたと過ぎない場合は「引用した」には当たらないとされる⁽¹⁰⁾。さらに、文書の一部を書証として提出した場合に、残余の部分が引用文書にあたるか否かについては、それらが一体不可分であるなどの特別の事情がない限り、残余部分は引用文書にあたらないと解すべきとされ⁽¹¹⁾、文書の一部を隠ぺいして提出した場合には、その秘匿部分につき引用文書としての提出義務を肯定した裁判例もあるが（名古屋地決昭和51年1月30日判時822号44頁と、その抗告審である名古屋高決昭和52年2月3日高民集30巻1号1頁）、この場合には隠ぺい部分について積極的な採用があるとは言えないため提出義務を認めるべきではなく⁽¹²⁾、一部の引用によってことさらに裁判所の判断を誤らせるような抜粋がされている場合には、不適切な書証の提出の仕方をしたという問題であり引用文書とは無関係というべきとされる⁽¹³⁾。

3. 文書の「写し」を所持する者の提出義務

刑訴法47条に関する文書について上記1.で示した裁判例は、当該書類の「原本」についての文書提出命令が問題となった事案であるが、本件では「写し」を保管するYが所持者

として相手方とされた事案である。このように、原本と写しの所持者が異なる場合に、当該写しをめぐる刑訴法47条但書にかかる判断は誰がなすのかが問題となる。

これについて、高松高決平成11年8月18日判時1706号54頁は、「民訴法220条所定の文書提出義務を負う『文書の所持者』とは、当該文書の提出が守秘義務に違反するか否か、又は法令により許容されるものか否かを判断し、その提出の可否を決定する権限と責務を有する者、換言すれば、当該文書について処分権を有し、その閲覧に応ずべきか否かについての決定権限を持つ者と解すべきである。刑訴法47条所定の『訴訟に関する書類』については、これを所持・保管するものは検察官であり、検察官をして、公判開廷前において『訴訟に関する書類』を公にすることを原則的に禁止するという守秘義務を負わせるとともに（同条本文）、例外的に『公上の必要その他の理由があつて、相当と認められる場合』に限り、右守秘義務を免除しているものであつて（同条ただし書）、そのような例外的な場合に当たるか否かについては、まずもって検察官がその合理的な裁量により判断し、これを公にすることを決定する権限を有していることが、その法意に照らし明らかである。

したがって、『訴訟に関する書類』について民訴法220条所定の文書提出義務を負う『文書の所持者』とは検察官にほかならないというべきであつて、仮に当該書類が都道府県警察所属の警察官により作成された捜査書類等であり、当該都道府県警察がその写しを所持しているとしても別異に解すべきはなく、検察官にその原本が送致ないし送付されず、引き続き都道府県警察においてこれを所持・保管している等の事情のない限り、当該都道府県ないしその設置する都道府県警察が『文書の所持者』として文書提出義務を負うものではないというべきである。そう解さないと、

写しであるとはいえ原本と同一内容が記載された『訴訟に関する書類』の写しが検察官の与り知らないまま書証として提出され公にされることになりかねず、これを公にすることができる場合に当たるか否かを判断し、これを公にすべきか否かを第一次的に決定する検察官の権限が無視されることになり、刑訴法47条ただし書の法意に反することになるからである。」と判示し、文書の写しを所持する者ではなく、検察官が公開の相当性につき判断するとしていた⁽¹⁴⁾。

しかし、刑訴法上は、同条但書による相当性の判断は書類の保管責任者が決定するとされており⁽¹⁵⁾、「訴訟に関する書類」自体その種類を問わないし、検察官や司法警察員に限られず、裁判所や裁判官、弁護士その他第三者の保管するものも含むとされることから⁽¹⁶⁾、そのような書類を保管するこれらの者それぞれが相当性について判断する裁量を有しているとするべきである。

Ⅲ. 本判決の検討と射程

先に述べたよう、従来、刑事関係文書をめぐっては法律関係文書に該当するとしてその提出が求められることが殆どであったが、本件は、引用文書としてその提出が認められるか否かが問題となった初めての事例である。

法律関係文書としてであろうと、引用文書としてであろうと、当該文書が刑訴法47条に係る文書であるという場合には、結局のところ、同条但書における相当性の判断が問題となる。というのも、民訴法220条1号あるいは3号どちらの道すじを辿ろうとも、民事訴訟を通じて文書の内容を公にするという結果に変わりはなく、その結果の可否を判断しなければならないからである。

上述したように、刑訴法上は相当性の判断は文書の保管者が行うことが予定されているところ、従来の問題となってきた事例におい

てはその文書は原本であった。そこで、本件のように、文書の原本ではなく写しの提出が求められている場合、このことが、相当性の判断をめぐって影響を与えるか否かをまず検討しなければならない。

これについては、文書の記載内容が原本と写しとで変わるわけではないことからすると、文書提出命令の対象が原本か写しかで異なるのは、相当性の判断ではなく、相当性の判断者であるということになる。しかし、刑事関係文書という、個人の犯罪歴に関する書類という特殊性を考慮しても、刑事法あるいはその他の法令から、それら書類の写しについては原本の所持者のみが相当性を判断し得るという根拠を見出すことは難しい。したがって、提出を求める文書が写しであっても、形式的にはその相当性の判断は写し自体の保管者がこれを行うべきである。

また、実質的に見ても、刑事関係文書となると、当該刑事事件の進捗や情報等については一定の範囲で警察による総合的な判断も可能である部分がある。そうすると、検察官のみが相当性の判断を行うべきであるとする理由もまた乏しい。

では、引用文書として文書提出命令が申し立てられた場合と法律関係文書として文書提出命令が申し立てられた場合とは、全く同様に扱ってよいだろうか。

引用文書について文書提出命令の申立が認められるのは、当該文書を引用した当事者の相手方にも当該文書について吟味の機会を与えることで、裁判の公正さを担保するという側面があり、同時に信義則上の要請でもあった。このように見ると、単に法律関係文書であるというだけよりも、その提出を認める要請が高い側面があるともいえる。

本判決は、引用文書の場合であっても、引用により当該文書自体が公開されないことによって保護される利益の全てが当然に放棄されたものとはいえないとする。しかし、当該

文書の一部の提出であったという場合は別として、文書それ自体をすべて引用文書として扱った以上、当該文書の公開について相当性の判断の必要があるかどうかは疑問が残る。というのも、まさに引用文書であるからこそであり、相手方との公平の観点からして、これを認める必要性が高いからである。

よって、当該文書が写しである場合に、刑訴法47条の相当性の判断はその写しの保管者が判断者となり得ることから、その保管者を相手とする文書提出命令についてはこれを認めるべきであり、その点において判決は支持できる。しかし、法律関係文書の場合とは異なり、引用文書について刑訴法47条の相当性の判断を用いることについては、引用文書をめぐって民訴法が文書提出命令を認める趣旨からして、検討を要すべきであると思われる。

〔注〕

- (1) 後藤昭ほか編『新・コンメンタール刑事訴訟法（第3版）』（日本評論社，2018年）134頁以下〔高倉新喜〕。
- (2) 同・前掲注（1）。
- (3) 三井誠ほか編『新基本法コンメンタール刑事訴訟法【第3版】』別冊法学セミナー283号（日本評論社，）82頁〔長瀬敬昭〕。
- (4) 深山卓也ほか「民事訴訟法の一部を改正する法律の概要（下）」ジュリスト1210号174頁以下。
- (5) 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法IV【第2版】』（日本評論社，2019年）451頁以下。
- (6) 東京高決昭和40年5月20日判タ178号147頁，福岡高決昭和52年7月12日下民28巻5～8号796頁。伊藤眞『民事訴訟法【第6版】』（有斐閣，2018年）435頁，中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義【第3版】』（有斐閣，）332頁，秋山ほか前掲注（1），399頁等。
- (7) 兼子一ほか編『条解民事訴訟法』（弘文堂，1986年）10149頁。
- (8) 斎藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法（8）【第2版】』（第一法規出版，1993年）144頁〔斎藤＝宮本〕，吉村徳重ほか編『注釈民事訴訟法第7巻』（有斐閣，1995年），68頁〔廣尾〕。

- (9) 秋山ほか・前掲注（5）401頁。
- (10) 東京高決前掲注（6），東京地決昭和43年9月14日判時530号18頁，伊藤・前掲注（6），兼子一ほか編『条解民事訴訟法【第2版】』（弘文堂2011年）11914頁〔加藤新太郎〕，秋山ほか編・前掲注（5）401頁。
- (11) 東京地決昭和57年6月25日判時1079号66頁，東京高決昭和59年3月26日訟務月報30巻8号1412頁，高松高決昭和59年12月7日訟務月報31巻7号1658頁等。
- (12) 秋山ほか・前掲注（5）401頁。
- (13) 門口正人編『民事証拠法大系第4巻』（青林書院，2003年）104頁〔萩本修〕。
- (14) その他，刑事関係文書の写しの提出が求められた事案として東京高決平成16年8月16日判時1882号25頁があるが，そこでは刑訴法47条但書にかかる判断者については触れられていない。
- (15) 後藤ほか・前掲注（1）136頁。
- (16) 同135頁。

